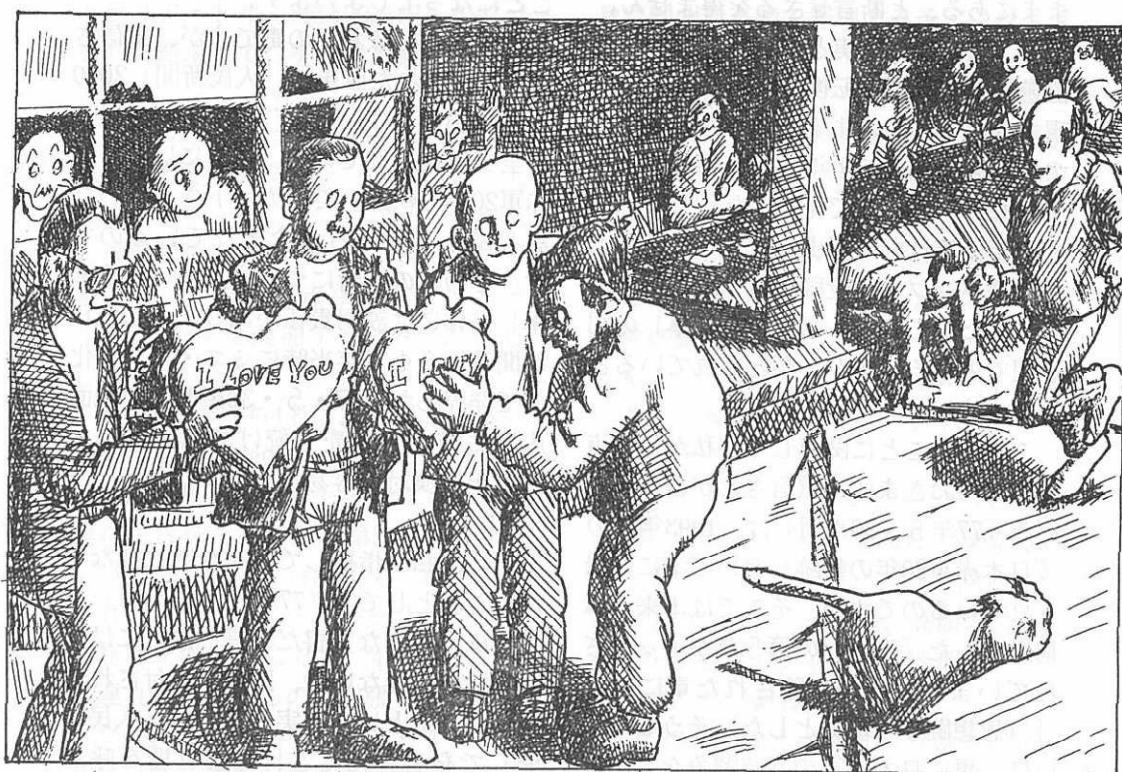


# ザ★パスポート



バレンタインデー

帰国者の裁判を考える会

**THE PASSPORT**

2003.2.8 No.109

The Supporting Association for Trials of the Returnees(JRA concerned)

## これは「珍」述か、陳「術」か

重信さんの8・30公判「意見陳述」への疑義・そして「リッダ」への一総括視座・いわゆる「自己批判」批判（続き）

和光晴生

重信さんの「8・30意見陳述」は、70年代の「日本赤軍」の闘いの限界・過ちについての自己批判的検証について触れた上で、77年の再出発を持ち上げていますが、この部分はまだまだ検証不徹底のままにある、と断言せざるを得ません。まず、決定的に事実と反する主張が「国際遊撃戦の闘いを転換させた」という表現で提起されています。戸平さんも同様のことを「もう二十年も武装闘争はやっていない」と文書で発表したりしていましたが、それを批判する意見を丸岡さんが救援パンフへの投稿で述べたことがありました。この辺、旧「日本赤軍」の同志間で更なる討議が必要とされていると言えます。

これらのことに関連して、私から一点指摘しておきます。重信さんが言及していた「77年5・30声明」は、1993年刊の『日本赤軍20年の軌跡』という本に収録されているのですが、そこでは本来5章構成だった「声明」の第5章がカットされています。その削除された章には、「（思想闘争を基軸とした）そうした闘いは、更に日本赤軍の武装闘争を人民の意思の表現として、持久的で階級的な国際・国内遊撃戦として展開せしめるでしょう」との文章がはっきりと存在していたのです。重信さんが「意見陳述」で指摘するほどの歴史的文書であるのに、93年の書籍で第5章をカットするという改変を行っているのは、およそ誠実な政治組織がやることとは見なせません。こんな改変をしておいて、77年当時に国際遊撃戦路線から転換していたのだ、とい

うのでは虚偽の主張を行うために、過去の文書を改変した、ということになります。何ともよろしくないことです。

政治組織としての退廃の現れが、93年当時から現在に引き続いている、ということになってしまいます。

重信さんにはお気の毒ですが、重信さんが逮捕された直後、「人民新聞」2000年11月15日号には、「77年5・30声明」が全文掲載されていて、そこには『日本赤軍20年の軌跡』ではカットされていた第5章もしっかりと含まれているのです。この辺の事情について、旧「日本赤軍」主体には説明責任があります。人民新聞社は今も77年当時にミニ・パンフ化して発売した「77・5・30声明」を紙面広告に載せて販売し続けてもいるのです。比較検討は容易なのです。

更に、私が指摘しておかなければならないこととして、「77年5・30声明」がそれほど重要な文書だと言う割には、隊内討議を経ないで、国内に送付されたものだったという事実、そして「人民新聞」で発表されてこれほど反響を呼んだ、これほど支持されている、として在アラブの隊内への普及を図る、というソニーの「エコノ商法」のようなことをしたという事実、更にはその数カ月後には「ダッカ闘争」がまさに国際遊撃戦として展開されたこと、それで「77・5・30声明」を受けとめていた国内の人たちの間には、大きな動揺が生じ、「日本赤軍内に対立があって、77・5・30声明に反対するグループがダッカ闘争をやったの

うとしたと、非難。

ブリスベーンに本社をおくグローバル・エア・リーシング社（Global Air Leasing）は、火曜日に、クイーンズランド州の最高裁に対し、日本が同社の航空機1機、ボーイング747型機、をチャーターしたのは、ヨルダンから日本人戦士5名を日本に連れ戻すため、これは違法行為だとする文書を提出した。

日本政府は、同社へのチャーター契約をキャンセルしたあとで、1200万オーストラリア・ドル（8億400万円）のリファンドを要求して、契約違反訴訟を起していた。

同社は、不法行為を含む契約履行義務はないとして、リファンドを拒否してきていた。

同訴訟は、2000年3月、レバノンで勾留されていた日本赤軍テロリスト・グループの5名を逮捕する試みに関係している。

その5名のうち4名は、隣国のヨルダンに国外追放（deported）になり、そこから即刻、日本官憲に手渡されて、東京へ連れ戻されたものだ。第5番目の男は、レバノンに政治亡命が認められた。

日本政府は、オーストラリアの弁護士事務所を代理人に立て、4名は法に則って連れ戻されたものと主張している。

だが、グローバル・エア・リーシング社は、最高裁への上告の中で、「彼らの同意なしに日本に連れ返すことは、彼らと有害なまたは不法な接触をもつことによってしか成立しない」（“Such removal was to be occasioned by making harmfully or offensive contact with them by forcing them to return to Japan without their consent”）と主張した。

問題のチャーター便はキャンセルされ、日本は容疑者の帰国を別の航空機で実行した。

ちなみに、同9日の新聞ウェブ速報の見出しを列記しますと、「チャーター機8億円戻らず、赤軍4人送還、政府、豪航空会社を提訴」（京都新聞、サンケイ）、「警視庁、赤軍4人移送に豪航空機手配、契約こじれ訴訟に」（朝日）などとなっています。いずれも、「違法に拉致する行為」であったかどうかについては、見出しは触れていません。

日本政府は、2001年12月に提訴し、3月に同州最高裁で審理する予定になっているそうです。

2000年3月中旬、和光さん、戸平さん、足立さん、山本さんが日本に強制連行されてから、はや3年になります。これまで、山本さん、足立さん、戸平さんの順で、強制連行を争ってきましたが、「邦人保護の立場から行ったもの」とする検察側証人の証言を崩すことができませんでした。そして、3人の判決では、「違法行為はなかった」との判定が下されたわけです。

が、現地紙（クリエーメール紙）が1月8日に報じるには、警視庁と東京地検が、豪クイーンズランド州の同社に、2000年3月8日、リース料、高額の保証金などを支払ってチャーター機契約を結んだとのこと（朝日）です。

1月28日、和光さんは（弁護側立証、本人調べの冒頭陳述）、「必要とあらば、オーストラリア法廷で証言する用意がある」と発言しています。本当に、和光さんにはオーストラリアに出張してもらいたいものです。合意していない人間を他国の官憲から引き取る行為（たとえば、チャーターした航空機に他国の官憲が連れ込んだとしても）をオーストラリア法では何と定義するのか？ GAL社が言うところの「有害または不法な接触」とは、どのような行為を想定しているの

か？ 手錠をかける、トイレのドアに足を挟んで閉めさせない、許可なくして席から動けない、動く場合は数人の官憲が周囲を取り囲む、仲間と話もできないな

## 日々是徴役

こちらの方は、3週間の「考査」、1週間の「訓練」というのが終わって、11月21日から、やっと工場へ配役になりました。今やらされているのはコイル巻きで、全くやったことがないので、難しいです。御存知のように元々器用ではないので、失敗の連続です。そのうち慣れてくるとと思いますが、時間がかかりそうです。工場の方は担当さんはじめ、よいフンイキで働きやすそうです。人数も多く、しかも、その5分の1ぐらいが外国人で、中国語やスペイン語がとびかっています。30年近くも日本にいなかったの、この刑務所を含めた国際化には驚くばかりです。

1週間の訓練の期間は、すべて軍隊調（といっても皇軍スタイル）で一切やっていて、一動作一動作きびしく律するというものでした。他のところでも同じようにやっていたら閉口だと思っていたら、他のところでも基本は同じでもゆるやかでした。11月15日に府中に来て初めての賞与金の告知がありました。735円なのです。東拘での1ヶ月159円よりも率がよいです。しかし、計算根拠が何なのかは知りません。

房の方は、考査の間はずっと昼夜独房で、東拘の独房ぐらしと全く同じでしたが、訓練がはじまって工場に出るようになってからは、夜間独居といって、夜だけは独房という生活になりました。これまでと違うのは、テレビと鐘がついていることです。おかげで、実に何十年ぶりで日本のテレビを見ることが出来まし

どは、オーストラリアだと、「自国民保護」の範疇？ 和光さん、がんばってください！

## No.3 戸平和夫

た。ただし、テレビがあるといっても好き勝手に見ることはできず、また級によって見れる時間数も違うようです。私の場合は隔日に1時間ぐらいで、プロジェクトXかバラエティ番組を流しています。バラエティ番組はビックリしました。とてもくだらないことに大金をつかってやるということが基本のようで、それだけ金を使うならもっと有効に使えるのではと思ったりします。どっちにしても、私本が手元に来ず、官本も1冊だけなので、テレビで時間を過ごすことになっています。

11月16日には「演芸会」というものがあって、何かと思って行ったら、落語三題、漫談という寄席芸でした。もちろん、私が知っているような芸人はいません。府中は他の刑務所と違って首都なので、ひんばんに歌手や芸人が来ると言っていました。今の日本の歌手や芸人を全く知らない私には、それ程ありがたいものではないですが、他の人々にとっては楽しみなようです。

また、戸外運動は、昼夜独居にいる時や東拘では外の見えない小さなオリの中で運動していたのですが、工場へ出てからは、広い運動場で運動できるようになりました。実に3年ぶりです。天気の良い日は、空がとても美しく、紅葉した木立があってきぶんがとてもよいです。そこから四方をながめても山が見えないので不思議な感じです。しかし、担当職員から、富士山が見えるところを教えてもらって、まっ白になった富士山を見るこ



とができました。富士山の位置が低く、民家の間に見える状態でした。

問題は、本が手許に来るまでに三ヶ月かかるということで、計画していた学習ができないので困っています。仕方がな

## 浴田由紀子さんからの便り 03.1.28

お元気ですか。

今年もきびしい年になりそうですが、びびったりあきらめたりしたところで、何のたしにもならない。ここは得意のカラ元気というやつで乗り切るしかないのか。とにかくボチボチとじゅくりと、初志を忘れることなく、状況にまどわされることなく、1歩でも2歩でも、周りの仲間たちと心と力を合わせて、進んでいきたいと思っています。今年もよろしくをお願いします。

浴田裁判は、1月10日までに裁判所へ弁護人届けを行いました。強力な弁護体制で、いよいよ本格稼働です。被告人による控訴趣意書締め切りが、12月初めに「2月23日まで」と指示され、「とって間合に合わん、どうか6月末まで延長してくれ」と要請を出しました。ところが3カ月もせんうちに、「延長はならん！

2月28日に遅れることのないように！」と却下の回答がきてしまって……、正月休みも年の始めもクソもない、シコシコウツウツの控訴趣意書作成に今没頭しています。

これがスコブルつきのむつかしさよ！

まず判決文を読みのが大仕事。量の問題もさることながら、内容にいちいちカチンときて、そのまま私の頭で湯沸かし器がONになる……、そのうちオーバーヒート状態でプチン！ とヒューズが飛ぶ……、判決文の内容の把握とか分析とか、反論とかいう以前につかれはてて（フテクサレもして……）、いたづらに「時間が私を駆け抜けてい〜〜く」状態

いので「教育自習生」というのを申請して官本を借りてやろうと考えています。他の刑務所では2週間ぐらいなのですが、ここは収容人員が過剰で、すべての手続きに時間がかかります。

なのです。なんとかならんか？ すでに秒読み段階で、まだレジュメさえもできてはいない！

昨年のは頃は、最終陳述でやはりキュラキュラ言っていたのですが、今になると「平和な時代だった」「言いたい放題、何だって好き勝手に書きゃあいい意見陳述たあ楽だよ……」とブツブツ言いながら……あとひと月、ガンバリマス！

どうか知恵と敵愾心の上手な活用法、そしてアドレナリンを送ってください。体だけは、みんなに分けたいくらい元気です。

うれしかったのは、1月22日に、昨年暮れ12月27日に保釈出獄した「未決16年」の十亀さんが面会に来てくださったことです。何日も前からワクワクドキドキ待っていたのですが、当日は心臓と頭と体が全部バラバラなところにあるくらいに夢遊状態で会えました！ 顔色はまだ半獄中者ですが、さすが外の仲間たちと信頼し合い、力を尽くして共闘しながら16年独房で信念を貫いた人には、勝利へのそして自分たちの闘いへの絶対の確信と、仲間たちへの深い信頼と思いやりがあります。

彼の仲間の1人は、出獄の緊急集会のアイサツで、「世界情勢が革命に向かって動いている。この激動の時代に外に出たいという思いを抱きつつ、日々闘ってきたわけですが、それがようやく間に合った。……私たちは日本革命をやるために出獄してきたのだ！ この一点であります」（板垣宏さん）と言っていました。

た。獄中はぬるい、むこう20年くらいはゆったりやろうぜ……なぞといいながらノホホンと自分のことしかやっていない。ひとのためには何もしないで、自分のために人を動かすことばかりを考えるほどに墮落している「獄中者特権」にあぐらをかいたような自分を、ガッソ！とやられた思いです。今闘わなくて、いつ闘うのだ！！

世界中で反戦平和の闘いが盛り上がっています。理不尽な武力や経済力による世界支配の企みに対する抵抗が、国境を越えた人民の、人が人として人らしく生きる社会への希求として、つながり合い、求め合う連帯を推し進めているよう

に見えます。分断と格差の拡大による世界支配に抗する真の共生の実現に向けて……自身の足元からの変革と、周りの仲間たちとの共生・共有の実現を推し進めることの中から、私もその役割の一端を担い続けたいと思っています。

今年は、同志たちの裁判も正念場です。5月には戸平君も出獄です。いつか必ず、あいつらも、日本に帰ってきてよかったぜ、役に立つようになったじゃあないかと思ひ合える日が来るように……、人々に学びながら謙虚に誠実に、人々と共に求められる闘いとその役割を果たしつつ、歩を進めよう。共に！

## 山本控訴審判決報告 山本万里子

私がなぜ控訴していたのか？

地裁による第1審判決は、検察側の2年半求刑に対して、2年半、執行猶予5年でした。共犯者とされたSさんの刑が1年半で執行猶予3年であったことからすれば、量刑として不当に重い判決であったといえます。にもかかわらず、検察側は控訴しました。それは、執行猶予をはずして、実刑にせよということでした。

しかし、私の方が控訴した主要な根拠は、量刑不当というより、訴因変更された重信さんとの“共謀”が、事実と反するからです。誰の眼にも明らかなように、私の裁判は私の罪状を裁くということから、重信さんに重罪を課するための一手段に変質されました。なぜなら、本件が4半世紀も前のことであるにも拘わらず、当初予定されていた第1審判決の直前に訴因変更されたのは、その少し前に重信さんが逮捕されながら、起訴すべき証拠が検察の意図を満たすのに不十分だったからです。

検察側の出した控訴趣意書は50頁を越えるもので、日本赤軍のかかわったとされるあらゆる闘争に触れ、本件を「テロリストの輸出」として、重罪を課すようにというものでした。弁護側の控訴趣意書は、重信さんとの共謀は事実誤認である、量刑不当、逮捕手続きその他の法令違反について主張。

控訴の審議は、11月13日の1回のみ。検察側が申請した山のような証拠書類は、旅券法関係で起訴された旧日本赤軍の同志達の判決文と私の戸籍や住民票以外は棄却されました。私の意見提起が許され、私が被害者に謝罪した件について弁護士が尋問・確認しただけ。検察側から何の発言もありませんでした。

そして、12月20日に判決。予想どおり双方の控訴棄却でした。つまり、原審判決どおりということでした。

裁判長の理由提起は、以下のようなことでした。

「逮捕手続きその他について、弁護人が言うような違法はない」「検察が証拠

として提出していたフランス警察での取調べの調書を調べる必要なしとした原審は誤ってはいない」「検察が言うように、Sがあえて曖昧な供述をしたとは言えず、S調書に特信性がないとした原審には理由がある」などと、判決文や、控訴趣意書の文章を引用しながら双方の主張を否定。

しかし、“共謀”に関しては、検察や原審判決を踏襲、弁護側が事実誤認としている点について、「日本での被告人への連絡先を、重信からメモを渡されていたと言う方が順当」「重信がSにカンパ要請だけ頼んだとか、Sを知らなかったというのは信じがたい」「被告人が第三者から指示を受けたというのは信じがたい」と、重信さんや私の証言を全面的に否定し、被告人と重信の共謀、Sも含めた三人の共謀があったと認めるべきであると、立証する証拠がないことで、否定されるべきではないと、原審より推認を強化しました。

また、量刑として、被告人は重要な役割を担っていると、共犯者のSより軽くない。未決算入がないのは不当ではない。ただし、被害者に謝罪していること、4半世紀も前のことで、実刑より社会内で働くのが相当、従って原審の量刑相当、と言うことでした。

少なくとも、「疑わしきは罰せず」と、事実に沿った判決とせよと、意見書の中

で主張したのですが、検察の意図に沿った推測で判決がまかり通るのが日本の司法なのだと、その現実をはっきり認識しました。

また、前記のように、裁判長は「逮捕手続きその他について、弁護人が言うような違法はない」と被告人側の主張を軽々しく否定しましたが、その後新聞報道されたように、3年前の私たちのレバノンからの強制送還を一旦引き受け、実際には輸送に関わらなかったオーストラリアの航空会社が、日本の警察庁・検察庁の強制送還は、違法な行為であったから、その予約金（8億円以上！）を返さないと主張しているとのこと。

このことは、私への判決から、一か月も経たない段階で分かったのですが、判決の前に分かっていたらと悔やまれます。彼らの意図がどこにあるのか定かではありませんが、少なくとも日本の当局のやったことを違法と正しく判断しています。裁判長は、このことをどのように受け止めているのでしょうか。

レバノンから強制送還された4人のうち、この違法な送還問題について3人の判決が似たような検察の言いなりの判決で終わっています。まだ終わっていない和光さんの判決では、こうした日本当局の法を捻じ曲げた強制送還のやり方に、少なくとも違法であるとの正しい判断を引き出して欲しいと切に願います。

## 山本控訴審意見陳述書 山本万里子

平成14年（う）第1002号

意見陳述書

2002年11月13日

東京高等裁判所第5刑事部 御中

被告人 山本 万里子

被告人山本万里子に対する有印私文書偽造・同行使、免状等不実記載、旅券方違反事件の控訴審の開始にあたって、被告人の意見は下記のとおりです。

記

## 1. 被害者への謝罪

第一審の初めにも謝罪を表明しましたが、私がその戸籍を無断で借用したために、〇〇さんには、取り返しのつかない苦痛や屈辱だけでなく経済的な実害まで負わせてしまったことに、改めて心からお詫びします。この夏、〇〇さんは私に会ってくださり、お詫びのしるしを受け取っていただきました。〇〇さんの寛容さに感謝しておりますが、それで許されることはありません。二度とこのようなことを繰り返さないことを厳正に誓って、謝罪の意志を今後とも貫いていきます。

## 2. 公正な裁判を

第一審判決に対する不服の第一は、客観的な事実に基づいた判決たり得ていないことです。つまり、客観的な動かしがたい証拠や事実に基づくのではなく、あいまいな表現で済まされたり、主観的のしか言いようが無い推定で判断されていることです。たとえば、「重信又はその意を受けた者から、本件犯行の指示を受けたことが推認できる」と表現されていますが、この「その意を受けた者」とはいつの時点の誰なのか、一言も明らかにされていません。そして、この「推認」を放置したまま、「重信、島田および被告人の三者間で、本件の共謀が成立したことは明らかであって、帰するところ、判示の罪となるべき事実が全て認定でき」という結論に短絡させています。

日本の司法に対する不信を抱かざるを得ません。

この控訴審では、そうしたことが無いように、起訴されている事件についてのみ、事実に沿って審議されることを、まず要請します。本件に私が関与したことについて、私は否認しておりません。有印私文書偽造・同行使、免状等不実記載、旅券法違反としてののみ、客観的事実に即して公正に審議されるべきです。

ところが、検察官の控訴趣意書を読む限り、裁判のいろはとも思えるこの点について全く無視されています。

第一に、ブント(共産主義者同盟)の結成の

時から始まり、よど号ハイジャック闘争、その他本件以後の日本赤軍が関与したとされるあらゆる闘争に言及され、あたかもそのすべてに私が関係あるかのような論理展開をされているからです。法的根拠を無視して、あらゆる詭弁を弄して、拡大解釈を最大限試みようとするものであり、あまりに不当としか言いようがありません。

第二に、「兄の遺志を継ぐ」と言った奥平純三さんを私が送り出したのは、リッダ闘争を担った奥平剛士さんと同じように、「武装テロ活動」を行わせることを目的とした「テロリストの輸出」そのものである、という論法を検察官は使っていますが、論理の飛躍がはなはだしいと言わざるを得ません。

まず、純三さんが「兄の遺志を継ぐ」と言ったかどうかすら、私は、当時知りませんでした。が、「遺志を継ぐ」ことが「武装テロ活動を担う」ことであると限定することも出来ません。パレスチナの人民に連帯する活動には、様々の分野の活動があることは言うまでもありません。

その上、検察官は、彼が何のために出国するのか「細かいことは知りません」と私が第一審の法廷で言ったことを、「あいまいな供述」であるとあたかもごまかしであるかのようにな主張していますが、当時、私は赤軍(そのころアラブ赤軍といていた)のメンバーであったわけではありませんし、赤軍のメンバーの誰にも会ったことが無かったのですから、この政治組織の具体的な活動内容ないしは計画が、外部の私に判るほうがおかしいのではないのでしょうか。

私は、それまでも、いかなる政治組織に所属したこともなく、本件に関わった当時、優れて純粋で、自分の命をも投げ打って、人々のために闘うような人が革命家であると思っていましたから、自分が革命に参加できるなどとは、全く考えてもいませんでした。このような私にでも出来ることがあれば、それを手伝うことで支援したい、と考えていた支援者に過ぎませんでした。

奥平純三さんがどのような活動に関わったか、私の方から話すことは何もありません



が、立証もされていない他者の活動をもって私を裁くというのが、日本の司法では可能なのでしょうか？

第三に、検察官は、私が本件に関わった後も、「四半世紀にわたって、日本赤軍構成員として違法な活動を続けてきた」ことを問題にしていますが、どこでどのような違法な活動があったのか一切触れられていません。ひとつの政治組織に属することををもって違法とするのでしょうか？ 私が日本赤軍に属していたことだけで、違法であるとみなすことは出来ないはずです。この検察官のあり方の方が、思想信条の自由を認めた憲法に違反しています。

### 3.

本件以前に、重信さんに会ったことも、話したことも、手紙を交換したこともありません。従って、「共謀した」ことも、「指示を受けた」こともありません。

私が初めて重信さんに会ったのは、本件の後、パリに戻ってから一月後位です。彼女がはじめてパリに出てきたからです。それまで、私はパリに、重信さんは中東に住んでいて、物理的にもお互いに簡単に会えるような距離ではありません。パリに滞在した2年間に私がフランスを離れたのは、ロンドンを2・3日旅行した一回だけです。中東とフランスの間は、現在とは違って、相互に電話が簡単に繋がる地域でもありませんでした。

それにもかかわらず、検察官は、私と本件の関わりで、根拠もなく「重信の命を受けて」とか、「重信と共謀した」とかを前提にした論理を展開し、いつ、どこで、どのように共謀の事実があったのかについて一切明らかにしていません。茫洋とした信用しがたい流言を元にした冤罪攻勢を許すわけにはいきません。

本件を私に依頼したのは、重信さんではなく、パリに滞在していた日本人男性で、彼もパレスチナ問題に関心があり支援していたことから、奥平純三さんの出国を支援できないかと私に依頼したのだと思います。その当時、パリではベトナム反戦デモや闘争があち

こちで開かれていましたし、民族解放闘争を支援することは、特別のことではありませんでした。それで、彼の要請を引き受けました。

彼が誰であるかについて私が明らかにしないことをもって、作り話で重信さんをかばっているかのように、検察官は主張していますが、そうではありません。むしろ逆で、重信さんを支えたい気持ちはもちろんありますが、だからと言って、かって共に支援活動した友人を売るような言動は、私には出来ません。彼の方では、その後活動を離れ、既に社会的地位のある仕事を長く勤めておられると聞いていますので、尚更です。

### 4. 私の裁判の性格

私の裁判を振り返って見ますと、その性格が明確です。

第一審は、2001年2月5日に判決が出されることになっていました。ところが、検察側がその数日前の1月30日に訴因変更請求書を出し、それが認められたために、裁判が2002年1月15日まで延長されることになりました。訴因変更というのは、本件の起訴理由として「Sら数名と共謀の上…」であったところを、「重信、Sら数名と共謀の上…」に変更するというものです。

なぜそのようなことになったのかは、誰の目にも明らかです。それに先立つ2000年11月8日に重信さんが突然逮捕されましたが、重信さんに重罪を課したい検察にとってそれ相応の起訴事実欠けることが悩みの種だったわけです。そこで、検察側は、起訴事実を作り出すことに躍起になりました。そのひとつが、長澤検事によるS調書です。この調書がどのように作られたかについて、公判に出てきたSさん自身が証言しています。公判でも調書と違う証言がいろいろ出てきましたが、長澤検事が作文した調書について、Sさんが違うと指摘しても聞き入れられず、書き直してくれなかったと証言しました。それで、第一審の裁判官らが、このS調書を証拠として棄却したのは、当然のことです。

しかし、控訴審の検察官は、またもこの捏

造された調書を証拠として使おうとしています。このように、検察が私の裁判で狙っているのは、私に重罪を課すことによって、重信さんに重罪を課すことです。このことは、前記のように、本件を赤軍の闘争総体に結びつけようと躍起になっていることにも表れています。

## 丸岡修さんの近況

重信公判に証人として出廷を続けている丸岡さんの健康状態が悪くてドクターストップがかかり、1月20日の公判に出られませんでした。それで、重信公判は休廷になりました。その日の朝、丸岡さんは熱が39度もあり、それでも本人は大丈夫だから出廷すると主張したようですが、東京拘置所の方では、かって彼を危篤状態にまで至らせた経験から、外出禁止にしたようです。

その後、病状としては、熱だけでなく、そのために食欲が無いとのことでした。持病の心不全で体力や抵抗力が弱い為に、感染しやすく、寒さがひとしおびくのではないかと思います。しかし、その後少しずつ熱が下がり、1月末段階で36.5度ということで、食事もおかゆなど食べられるようになったと聞いています。30日には、看護婦長をされている妹さんも面会に行かれ、とりあえずは大丈夫ではないかとのこと。本調子とは言いきれないようですが、快方に向かっているようです。

2月の公判には、元気に出てきて欲しいですが、決して無理はしないで、まず健康を確保して欲しいです。再会を楽しみに。

2月2日記

山本万里子

## 社会人2年生 2003年3月 吉村和江

木枯らし吹く日は、胸が塞ぐ。戸外で働く人々が、どんなに凍えるだろうか？

と気を揉んでみても、冬は寒いものと相場が決まっています。何事にもプラスの面がありますし。私の脳は冬眠モードで、肉体はほぼ固まっています。が、寒気に晒されると醒めてきて、「おお、今日の霜柱は5CMか！昨日より1CMは長いね」などと計測しつつ、クライアント宅

への道をたどるわけです。それに、紅梅と白梅、ついでにサンシュユも花をつけて、それから、夏みかんが実をつけた、そんな小道を通る頃には、気分も壮快になります（やや負け惜しみの感あり）。この寒さの中、小鳥の種類が増えているのは、ご存知ですか？嬉しいのは、メジロです。故郷にたくさんいた鳥ですから。ヒヨドリ、カラス、キジバト、スズメ、その他、名前のわからない鳥が3種

ませんし、そうでないかも知れません。

その間、犯人の人には、しっかりと働いて、ボランティアをやって、生きて償って欲しいと思います。二度と、人を悲しませることはして欲しくありません。

死刑廃止は、頭では当然のことです。しかし、実際に被害に遭われた人々の傷をどのように社会的に癒していくのかと併せて方法をみつけて、初めて、被害者の家族含めて、できるだけ多数の人が、「殺しても、失ったものは戻らない。もう殺すのはたくさん」という方向に進めるのではないのでしょうか？

我が国も冤罪の宝庫ですが、裁判所は、過去の判例、処刑が正しかったかどうかを検証して欲しいと思います。そして、間違いがあったのなら、即、正して行って欲しいものです。正すことは恥ずかしいけれど、間違いを知りつつ正さないのはとても恥ずかしいことだと思います。また、正したかどうかは、本人が言うことではなく、長い長い実際の行動を人々が見て、決めることのようにあります。

死刑も終身刑も人道的ではありません。もう少し、根本から考え直すことが必要ではないのでしょうか？ 生きて償いをしてもらう、他の人が同じような間違いをしないようにお手本を示してもらう、被害者が「なるほど、よく償った」となるようにです。凶悪犯罪の増加がマスコミで煽られ、事実、強盗事件などが増えて、刑務所は満員のようすです。死刑もあるのに、一向に犯罪抑止力にはならない、この現実からみたら、犯罪者をどのように罰するかではなく、被害者をどのようにサポートするのかという点を中心に問題を解決して行く方が、よほど生産的ではないのでしょうか？

また、警察の捜査活動、検察の訴追活動、裁判所も、もっと近代化すること、つまり、現行の決め付けや見込みではなく（「優に推認できる」とかというような事実に立脚しないことを糊塗する）、事実を最重要視する方法に変えていくことができます。また、人間、どうしても役につくと、つい鼻が高くなりがちです。それを普通の高さに戻すには、給料を民間並にするのと第三者機関にフォローしてもらおうという方法を試してみるのもどうでしょう？そして、身柄拘束後、即弁護士を国費でつける一方、警察・検察の取り調べはテープに録音したりVTRで記録して裁判所に提出したり弁護士にも公開したら、客観的な事情聴取であることを事実で示せます。そうすれば、弁護士接見も、好きなだけ長くやってももらっても、警察・検察とも何も支障がでないでしょう。接見禁止措置も長期勾留も、上記の方法に変更すれば、必要がなくなります。

現在では、「凶悪犯罪」と警察や検察が認定したが最後、判決まで、外との交通をさせないという実質的な懲罰システムになっていますが、これも余りにも前近代的なので、考えものではないでしょうか？

刑法の目的は、実社会で生き抜いて償いをするためのサポートをどうするかという点に置くようにしたら、どうでしょう？ 行刑施設の運営目的も、どれだけ社会復帰させたかで評価されるようになるでしょうし、その為のカウンセリング、社会的訓練、職業訓練プログラムを重視しなくてはならなくなるでしょう。再犯率の高い施設は、改革が要求されるということです。

No.109 Contents

これは「珍」述か、陳「術」か

重信さんの8・30公判「意見陳述」への疑義・そして「リッダ」への一総括視座・

いわゆる「自己批判」批判 和光晴生 P4

「違法な拉致」か、それとも、「邦人保護の行為」か？ ウラルのぐみの木 P4

日々是懲役 No.3 戸平和夫 P8

浴田由紀子さんからの便り P7

山本控訴審判決報告 山本万里子 P8

山本控訴審意見陳述書 山本万里子 P9

丸岡修さんの近況 山本万里子 P12

社会人2年生 吉村和江 P12

イリノイ州知事の全死刑確定者減刑決定 ウラルのぐみの木 P14

公判日程

◎重信房子さん

3/12、14(以上ライラ・ハリッドさん)、P12の報告のとおり、丸岡さんの証人  
出廷の予定がまだ決まっています。

◎和光晴生さん

2/24、3/20、4/14、5/6、6/2

いずれも本人調べの予定です。

◎西川純さん

4/23 10:00~ 意見陳述の予定です。

編集後記

原稿の量が少なくなってしまう、お年の方に優しい誌面構成となってしまいました。本会の現況を反映しているかのような元気のなさで、なんともトホホな感じは否めません。突破口はないものかと模索しているところではありますが、落ち着くところに落ち着いた結果かとも、個人的には思うところでもあります。(K)

「檜森孝雄・バイルート墓地への納骨」は3月21日現地での納骨式となりました。

3/30 檜森孝雄一周忌集会 16:00 日比谷公園 かめめの噴水前  
18:00~20:00 日本キリスト教会館(早稲田) 4F

帰国者の裁判を考える会 (SATR)

〒105-0004 東京都港区新橋2-8-16石田ビル4F

TEL 03(3591)1301 救援連絡センター気付

<http://www3.tky.3web.ne.jp/~sper/index.htm>

E-mail [sper@tky2.3web.ne.jp](mailto:sper@tky2.3web.ne.jp)

郵便振替 00120-2-398834

加入者名「帰国者の裁判を考える会」

年6回以上刊 定価300円 年間2000円(税込)

私たちの立場

- (1) 解散した日本赤軍の思想と実践から区別された、自立的地点に立脚している。
- (2) 司法権力の攻撃に限らず、少数・異端の者を精神的・物理的に排除しようという方向に働く現代日本の社会状況とはあらゆる場面で対決し、これを変革するために努力する。